

「星川駅周辺の総合的なまちづくりガイドライン検討業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、保土ヶ谷区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「審査委員会要綱」という。）第8条第1項第4号の規定に基づき、「星川駅周辺の総合的なまちづくりガイドライン検討業務委託」をプロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(審議事項)

第2条 審査委員会要綱第8条第1項第4号に定められた審議事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザル公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ 提出要請書の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 委託業者の特定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針（業務実施体制、予定技術者の経歴等）
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実施体制
 - (2) 業務実績
 - (3) 業務実施方針の妥当性、実現性等
 - (4) 提案内容の妥当性、実現性等
 - (5) ワーク・ライフ・バランスに関する取組
- 2 プロポーザルの評価は、まずは書類審査を行い、上位3位までの者に対してヒアリングを行う。ヒアリング審査を行ったのち、書類審査と総合して再度評価を行い、最上位の者を特定する。
- 3 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 保土ヶ谷区総務課長
副委員長 保土ヶ谷区地域振興課長
委員 保土ヶ谷区区政推進課長
保土ヶ谷区福祉保健課長
保土ヶ谷区高齢・障害支援課長
保土ヶ谷区土木事務所副所長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の定足数の5分の4の出席が無ければ開くことができない。

5 評価委員会を欠席した評価委員の評価は、採点に含めないこととする。

7 第4条第2項による比較においても評価が同点であった場合、委託業者の特定は委員長に一任する。

8 委員長は、評価結果を保土ヶ谷区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

9 評価委員会は、非公開とする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、平成31年1月25日から施行する。